

シャッターチャンス!



サクラソウ展示会

4/17~21 役場庁舎

「サクラソウ栽培教室」の皆さんが育てた日本サクラソウの展示会・苗の無料配布が行われました。



白岡産のものをはじめ多種多様なサクラソウに訪れた多くのかたが見入っていました。



自分たちが使う施設は自分たちの手できれいに

3/25 総合運動公園

日ごろ使用している体育施設は自分たちの手できれいにしたいと、町体育協会では、総合運動公園の清掃を行いました。

平成11年7月に出版された人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申及び平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することの重要性を指摘しています。加えて、「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、生命の尊さ・大切さや、自己が

近年、我が国の人権に関する現状を見ますと、女性や子どもをめぐる人権問題としては、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、いじめや体罰、児童虐待などが頻発し、大きな社会問題になっています。加えて、高齢者への虐待、同和問題、障害のある人、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等に対する差別や偏見、更には、高度情報化社会を反映したインターネット、ファクシミリ通信などの新しいメディアを利用した差別事象や、プライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

そこで、法務省と全国人権擁護委員会では、人権の世紀といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が人権の意義や重要性に関する知識を確実に身に付けるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権意識をはくむことが必要であるとの認識の下に、啓発活動重点目標を「育てよう 一人一人の 人権意識―思いやりの心・かけがえのない命を大切に―」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

そこで、法務省と全国人権擁護委員会では、人権の世紀といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が人権の意義や重要性に関する知識を確実に身に付けるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権意識をはくむことが必要であるとの認識の下に、啓発活動重点目標を「育てよう 一人一人の 人権意識―思いやりの心・かけがえのない命を大切に―」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。



6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。昭和23年に政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

人権擁護委員制度をどう存じですか



人権相談所を開設します

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として各市町村において人権擁護委員による人権相談所を開設します。

相談は無料、秘密は守られます。お気軽に御相談ください。

白岡町の相談日は次のとおりです。(予約は不要です。)

日時 6月12日(月)

午後1時～午後4時

場所 役場4階会議室401・特別会議室1

相談員 人権擁護委員

問合せ先 町民活動推進課

☎(92)11111 内線353

なお、人権相談は毎月原則10日に開催しています。また、さいたま地方法務局久喜支局では、毎週月・木曜日に開催しています。期日などは広報しらおかをご覧ください。